

# デイサービス咲顔 「通所介護」事業運営規程

## 第1条（事業目的）

医療法人社団明生会が開設するデイサービス咲顔（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業所（以下「事業」という。）の適正な運営を確保する為に人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所で指定通所介護の提供に当たる者（以下「従事者」という。）が、要介護状態にある要介護者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護を提供する事を目的とする。

## 第2条（運営方針）

- 1.介護予防サービスとの従事者の兼務、設備等の共用を認めるものとする。
- 2.利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3.機能訓練（リハビリ）は、「心身機能」「活動」「参加」などの生活機能の維持・向上を図るものとする。

## 第3条（事業所名称等）

- 1.名称 デイサービス咲顔
- 2.所在地 東金市東金1371番1

## 第4条（職員の種類、員数、職務内容）

- 1.管理者 1名  
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を行う。
- 2.生活相談員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて専従で1人以上。  
生活相談員は、利用者またはその家族との相談の上通所介護計画を作成しサービスの提供方法等について十分な説明を行う。
- 3.看護職員 営業日ごとに1名以上。  
看護職員は、利用者の健康管理を行う。
- 4.機能訓練指導員 営業日ごとに1名以上。  
機能訓練指導員は、利用者の機能回復訓練を行う。
- 5.介護職員 営業日ごとにサービス提供時間を通じて利用者15名までは専従で1人以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保される為に必要と認められる数を配置。  
介護職員は、通所介護計画に基づき利用者に必要な介護を行う。

## 第5条（営業日及び営業時間）

- 1.営業日 月曜日から土曜日までとする。（ただし、年末年始は除く）
- 2.営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

- 3.サービス提供時間 午前9時30分から午後5時00分までとする。(送迎時間は除く)  
ただし、管理者が必要と認めた場合はその限りではない。
- 4.利用者定員 月、火、水、木、金、土曜 1日あたり35名。

#### 第6条（通所介護の内容）

- 1.相談援助
- 2.機能訓練（日常動作訓練）
- 3.介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
- 4.介護方法の指導
- 5.健康状態の確認
- 6.送迎
- 7.入浴サービス
- 8.給食サービス
- 9.口腔衛生

#### 第7条（通所介護の利用料等）

- 1.指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスである時は所得金額に応じた負担割合の額とする。
- 2.前項のほか利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。
  - ①次条に規定する通常の事業の実施地域を超えて行う送迎の費用として、通常の実施地域を超えてから、1km毎に10円。
  - ②食材料費として1食あたり700円。（内訳：昼食代650円・おやつ代50円）
  - ③おむつ代として100円。
  - ④その他指定通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させる事が適当であると認められるものについてはその実費。
  - ⑤その他指定通所介護において提供されるレクリエーションで発生する実費においては月毎に徴収することとする。
- 3.前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、利用者またはその家族に対し事前に文書で説明した上で支払いの同意を得る旨の文書に署名（記銘押印）を受けることとする。

#### 第8条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施地域は、東金市・九十九里町・大網白里市・山武市の区域とする。

#### 第9条（サービス利用に当たっての留意事項）

- 1.利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 2.利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては本来の用法に従い使用することとしこれに反した使用により、事業者に損害が生じた場合は賠償するものとする。

- 3.事業者は、利用者の重大な過失により利用者的心身等に被った損害に対しては、賠償を減じができるものとする。
- 4.その他、この規程に定めるもののほかサービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し利用者に説明するものとする。

#### 第10条（緊急時等における対応方法）

指定通所介護の提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講ずることとする。

#### 第11条（非常災害対策）

- 1.非常災害に際しては消火設備等必要な設備を配置することとする。
- 2.非常災害に関する関係機関への通報及び連携体制を整備し具体的な計画を立て、従事者に対し必要な訓練並び指導を行うこととする。

#### 第12条（虐待防止に関する事項）

- 1.事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
  - ①虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - ②利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - ③その他虐待防止のために必要な措置
- 2.事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

#### 第13条（個人情報の保護）

- 1.事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」等を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2.事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3.従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

#### 第14条（その他運営に関する重要な事項）

- 1.事業者は指定通所介護にあたる従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関等が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務体制を整備する。なお、各研修は、法令に基づき定期的に開催する。また、研修受講後は記録を作成し、研修期間等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 虐待防止に関する研修
- (3) 権利擁護に関する研修
- (4) 認知症ケアに関する研修
- (5) 介護予防に関する研修
- (6) 倫理に関する研修
- (7) 入浴介助に関する研修

2.事業者は、指定通所介護に関する諸規程を整備し、その完結の日（当該指定通所介護を提供した日をいう。）から最低 5 年間は保存するものとする。

3. 高齢者虐待防止の推進を適切に実施するための担当者は、事業所の管理者とする。

#### 第 15 条（その他の事項）

- 1.事業者は、良質なサービスの提供が出来るよう適正な勤務体制を整備すると共に、研修の機会を設け常に従事者の質の向上に努めるものとする。
- 2.従事者は、業務上知りえた利用者または家族の秘密を保持する。
- 3.従事者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させる為、従事者でなくなった後においても、これらの秘密保持について遵守することを雇用契約の条件とする。
- 4.相談、苦情に対し相談窓口を設け、迅速に対応するものとする。
- 5.事故防止に努め、発生時は責任を持って対応し損害を賠償するものとする。
- 6.この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項については医療法人社団明生会と事業所管理者が協議して定めるものとする。

#### 附則

この規程は平成 30 年 09 月 01 日から施行とする。

この規程は平成 30 年 10 月 01 日から施行とする。

この規程は令和 5 年 7 月 01 日から施行とする。

この規程は令和 6 年 9 月 01 日から施行とする。